

令和8年度業務改善コーディネーター業務委託に係る公募型企画提案（プロポーザル）実施要領

1 目的

本要領は、令和8年度業務改善コーディネーター業務を委託する者を決定するための公募型企画提案について必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

本委託業務は、デジタル技術の活用に精通した情報システム関連企業等から、専門的な知見を有する外部人材（システムエンジニア）を派遣し、主に以下の業務に従事するものである。

- ・ 県庁内における業務改革を推進するために実施する「BPR推進事業」（別途業務委託予定）で検討された改善策について、デジタル技術を活用したツール等を作成する業務。
- ・ 県庁内職員からの業務のデジタル化推進に関する相談対応業務。

なお、本委託業務に係る基本事項については、「令和8年度業務改善コーディネーター業務委託に係る企画提案仕様書」によるものとする。

3 事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁推進班
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県行政庁舎8階
電 話：099-286-2366
メールアドレス：d-kenchou@pref.kagoshima.lg.jp

4 企画提案参加の基準

次の各号の全ての基準を満たしている者のみ、提案参加の資格を得ることができる。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約等に係る競争入札参加資格要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格（システム開発業務及びコンピュータ関連保守業務の両方）を有すると決定されたものであって、当該資格を提案参加申請書の提出期限の時点で有する者であること。

なお、当該資格を有しないものは、提案参加表明書の提出期限までに資格審査要綱に基づく資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

（参考：入札参加資格審査申請方法等）

ア 申請方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

イ 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県行政庁舎8階
電 話：099-286-3826
FAX：099-286-5643

- (2) 提案参加申請書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

5 説明会

実施しない。

6 質問書

本要領に関して疑義があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を受けることができる。

- (1) 提出先
3に同じ。
- (2) 提出方法
質問書は、電子メールにより提出するものとし、提出期限まで随時受付を実施する。
- (3) 提出期限
令和8年2月24日(火) 午後5時
※ 提出期限までに、必ず電話により電子メールの受信確認を行うこと。
- (4) 回答
提出期限までに受け付けた質問書に係る回答は、鹿児島県公式ホームページ上において令和8年2月27日(金)に公開する。

7 参加受付

企画提案に参加する者は、参加表明書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出先
3に同じ。
- (2) 提出方法
参加表明書は、電子メールにより提出すること。
- (3) 提出期限
令和8年3月2日(月) 午後5時
※ 提出期限までに、必ず電話により電子メールの受信確認を行うこと。
- (4) 参加資格を確認し、その結果は、令和8年3月4日(水)までに参加表明書に記載するメールアドレスに対し、通知書を送付する。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出先
3に同じ。
- (2) 提出方法
企画提案書は、任意の様式により作成し、電子メールにより提出すること。
※ メール一通当たりのファイル容量が 5MB を超えないものとし、圧縮した形式でファイルを送付しないこと。（5MB を超える場合には別途、県が指定した方法により提出すること。）
- (3) 提出期限
令和8年3月6日(金) 午後5時
※ 提出期限までに、必ず電話により電子メールの受信確認を行うこと。
※ 提出期限までに書類が提出されない場合、辞退したものとみなす。
- (4) 提出書類
ア 令和8年度業務改善コーディネーター業務委託に係る企画提案書
イ 経費関連積算書
- (5) その他
ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
イ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
ウ 企画提案書は1案に限る。

9 提案限度額

- (1) 提案限度額（消費税を含む。）は次のとおりとし、この金額を超えて提案することはできない。
提案限度額を超えて提案を行った場合は、失格とする。
なお、この金額は、契約時の予定価格を示したものではなく、契約内容の規模を示したものであることに留意すること。
限度額 28,133,000 円（税込）

10 審査の実施

(1) 企画提案の審査

企画提案は、業務改善コーディネーター業務委託に係る優秀提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案限度額以内の提案を審査する。

審査は、企画提案書による審査をもって行う。

(2) 企画提案書の審査

ア 企画提案者の企画提案書を本県が別途定める当該業務委託に係る企画提案評価要領（非公表）に基づき審査する。

イ 審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。

(3) 最優秀提案者の決定

提出された企画提案書のうち、見積金額が提案限度額の範囲内であるものの中から、提案内容を総合的に審査して最優秀提案者を決定し、最優秀提案者と業務委託契約の交渉を行う。

(4) 審査結果の通知

ア 通知日

令和8年3月13日(金)

イ 通知方法

企画提案者全員に対して、参加表明書に記載するメールアドレスに通知書を送付する。

11 提案の無効

(1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。

(2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が選定委員会又は関係者に本企画提案に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。

(3) 提出された提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

12 契約

(1) 契約の締結

契約候補者と、提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当者が別に定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、契約候補者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約書作成の要否

要

13 契約保証金

委託業務に係る契約保証金は免除する。

14 公平な企画提案の確保

(1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案者は、契約候補者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案に参加させないことがある。

15 その他

- (1) 本調達の提案に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (3) 提出された提出書類は返却しない。
- (4) 県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (5) 本企画提案は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として手続を行うものである。このため、予算が成立しない場合、契約手続は行わないことがあるので留意すること。